

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇千水会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県赤穂市浜市 4 0 8 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 5 4 年 4 月 3 日

(4) 設立登記年月日 昭和 5 4 年 4 月 1 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	深井 光浩	赤穂仁泉病院 管理者
理 事	深井 良浩	大学院生
同	梶原 聖志	赤穂仁泉病院 勤務医師
同	窪田 政寛	田尻病院 理事長
同	澤田 周	開業医 院長
同	岡本 鈴代	愛心福祉会職員
同	浦上 敬仁	びぜんメンタルクリニック 管理者
監 事	山根 泰輔	民生児童委員
同	永田 裕之	中国銀行支店長
評 議 員	江尻 淳子	定款 4 5 条に基づき選任・委嘱 ピアノ 講師
同	深井 稔	同 深井医院 理事
同	矢内 浩子	同 赤穂仁泉病院理事長の妹
同	井本 学明	同 宗教法人妙典寺代表
同	赤井 亨	同 赤井歯科医院 院長
同	寺岡 俊人	同 寺岡整形外科病院理事長
同	寺下 勉	同 農業
同	三木 祥平	同 国会議員公設第一秘書
同	門田 守弘	同 坂越町並を創る会会長

同	大橋 博文	同	砂子自治会長
同	中村 喜則	同	NPO 法人みのり赤穂理事長
同	原田 昌志	同	原田労務管理事務所代表
同	山崎 章則	同	無職・赤穂市観光ボランティア
同	難波 峰子	同	関西福祉大看護学部・学部長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人千水会 赤穂仁泉病院	43,0072,5 581	兵庫県赤穂市浜市 408番地	一般病床 ○ ○○床 療養病床 ○ ○○床 [医療保険 ○○床] [介護保険 ○ ○○床] 精神病床 224床 感染症病床 ○○床 結核病床 ○○床
診療所	医療法人千水会 びぜんメンタルクリニック	111,011,2	岡山県備前市伊部宇田 井山 1259-1	一般病床 ○○床 療養病床 ○○床 [医療保険 ○○床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
障害者総合支援法に基づく共同生活事業及び共同生活援助事業「涼風荘」	兵庫県赤穂市浜市 325 番地の 2	
障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業「グループホーム さこし」	兵庫県赤穂市浜市 178 番地の 5	
障害者総合支援法に基づく相談支援事業及び赤穂市から委託を受けて行う地域活動センター事業「さんぽみち」	兵庫県赤穂市浜市 329 番地の 2	
障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業「就労支援センター SORA」	兵庫県赤穂市浜市 329 番地の 2	
障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業「西山荘」	兵庫県赤穂市浜市 183 番地の 7	
障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業「さくら荘」	兵庫県赤穂市北野中 382 番地の 35	
障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業「春風荘」	兵庫県赤穂市浜市 322 番地の 2	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）→なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月17日 社員総会 令和6年度決算の決定

令和6年度剰余金処理の承認

令和7年5月17日	評議員会	令和6年度決算の同意 令和6年度剰余金処理の同意
令和7年12月6日	社員総会	地域移行部長、地域移行副部長新設の承認 組織図変更の承認 人事考課制度、報酬制度の変更の承認 就労選択支援事業の新設に伴う定款変更の承認 地代の変更の承認
令和7年12月6日	評議員会	地域移行部長、地域移行副部長新設の承認 組織図変更の承認 人事考課制度、報酬制度の変更の承認 就労選択支援事業の新設に伴う定款変更の承認 地代の変更の承認
令和8年3月28日	社員総会	令和8年度事業計画及び収支予算の承認 就業規則改定の承認 令和8年度年間借入金額の最高限度額の承認
令和8年3月28日	評議員会	令和8年度事業計画及び収支予算の承認 就業規則改定の承認 令和8年度年間借入金額の最高限度額の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載す

ること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（令和〇〇年開院予定）

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。（任意）

法人名 医療法人 千水会 赤穂仁泉病院
所在地 兵庫県赤穂市浜市408

※医療法人整理番号 40129

財 産 目 録

(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	3,579,188 千円
2. 負 債 額	432,870 千円
3. 純 資 産 額	3,146,318 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	800,864
B 固 定 資 産	2,778,323
C 資 産 合 計 (A + B)	3,579,188
D 負 債 合 計	432,870
E 純 資 産 (C - D)	3,146,318

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 千水会 赤穂仁泉病院

※医療法人整理番号 40129

所在地 兵庫県赤穂市浜市408

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	800,864	I 流動負債	163,096
現金及び預金	543,439	買掛金	25,575
事業未収金	224,861	未払金	74,213
棚卸資産	4,502	未払法人税等	3,737
前渡金	781	未払消費税等	1,344
前払費用	1,892	前受金	119
その他の流動資産	25,387	預り金	19,327
II 固定資産	2,778,323	賞与引当金	37,333
1 有形固定資産	981,059	その他の流動負債	1,444
建物	826,013	II 固定負債	269,773
構築物	15,719	退職給付引当金	206,512
医療用器械備品	24,286	その他の固定負債	63,261
その他の器械備品	9,949	負債合計	432,870
車両及び船舶	10,982	純資産の部	
土地	91,073	科目	金額
その他の有形固定資産	3,035	I 積立金	3,096,318
2 無形固定資産	14,132	繰越利益積立金	3,096,318
借地権	7,900	II 評価・換算差額等	0
ソフトウェア	6,026		
その他の無形固定資産	205		
3 その他の資産	1,783,131		
有価証券	1,668,523		
役員等長期貸付金	6,734		
長期前払費用	3,059		
その他の固定資産	104,813	純資産合計	3,146,318
資産合計	3,579,188	負債・純資産合計	3,579,188

法人名 医療法人 千水会 赤穂仁泉病院
所在地 兵庫県赤穂市浜市408

※医療法人整理番号 40129

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,439,340
2 事業費用		
(1) 事業費	1,424,834	
(2) 本部費	0	1,424,834
本来業務事業利益		14,506
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		87,321
2 事業費用		126,850
附帯業務事業損失		39,528
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		25,021
II 事業外収益		
受取利息	10,797	
その他の事業外収益	121,463	132,260
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	3,738	3,738
経常利益		103,500
IV 特別利益		
固定資産売却益	3,151	
その他の特別利益	0	3,151
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	39,381	39,381
税引前当期純利益		67,270
法人税・住民税及び事業税	11,258	
法人税等調整額	0	11,258
当期純利益		56,011

法人名 医療法人 千水会
所在地 兵庫県赤穂市浜市408番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 千水会
理事長 深井 光浩殿

私（注１）は、医療法人千水会の令和７会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年６月６日

医療法人 千水会

監事 山根 泰輔

監事 永田 裕之

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第５１条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第２２条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。